



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 12 日 (火)
第 9 0 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (95) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (96) (〃) 2
	生活保護法による施術者の指定 (97) (〃) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (98) (障がい福祉課) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (99) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (100) (西部総合事務所福祉保健局) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (4) 4
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住まいまちづくり課) 4

告 示

鳥取県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
ミナミ薬局有限公司	倉吉市上井町一丁目12	平成31年3月1日

鳥取県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
坂口 茂正	米子市尾高町112	坂口内科	米子市尾高町112	居宅療養管理指導	平成30年12月29日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	福祉用具貸与	平成31年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
坂口 茂正	米子市尾高町112	坂口内科	米子市尾高町112	介護予防居宅療養管理指導	平成30年12月29日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定介護予防福祉用具貸与事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	介護予防福祉用具貸与	平成31年3月31日

鳥取県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生

活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日
齋木 美穂	米子市石井840	平成31年2月25日

鳥取県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
近藤 務	米子市新開四丁目6-2	皆生診療所	米子市新開四丁目5-1	精神通院医療	平成31年3月1日

鳥取県告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会居宅介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成31年3月31日

鳥取県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社和香	米子市車尾三丁目4-21	ほのかケア	米子市車尾三丁目4-21	就労継続支援B型	平成31年3月1日
社会福祉法人鳥	鳥取市伏野2259	かいけ訪問介護事業	米子市新開一丁目	居宅介護、重度	平成31年3月

取県厚生事業団	－43	所	5－15	訪問介護、同行 援護、行動援護	31日
特定非営利活動 法人精神障害者 家族会すけっと	米子市富益町 4548－2	サンライズ作業所	米子市富益町4548 －2	就労継続支援B 型	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成31年3月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,487
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,431
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,718
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,241
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,991
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,259
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,573
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,337
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,958
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,669
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,857
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,220

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成31年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成31年（2019年）7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成31年（2019年）9月15日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

- ア 学科の試験
平成31年（2019年）7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで
- イ 設計製図の試験
平成31年（2019年）10月13日（日）午前11時から午後4時まで
- 2 試験の会場
倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷
- 3 試験の内容
- (1) 学科の試験
- ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）
- イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）
- ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）
- エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）
- (2) 設計製図の試験
建築設計製図（仕様書の作成を含む。）
- 4 受験申込手続
- (1) 持参による受験申込み
- ア 受付期間及び場所
- (ア) 平成31年4月18日（木）から同月22日（月）までの午前10時から午後5時まで
一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195
- (イ) 平成31年4月18日（木）及び同月19日（金）の午前10時から午後5時まで
米子コンベンションセンター第1会議室（会議棟3階） 米子市末広町294
- イ 申込方法
受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。
- (2) 郵送による受験申込み
二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けたことがある者で同一の試験を受けようとするもの又は(1)の受付場所から遠方に居住する等で直接申込みができない事情がある者は、(1)のほか、郵送による受験申込みを行うことができる。
- ア 提出書類
- (ア) 平成30年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は可否の通知書
- (イ) 住民票又は直接申込みができない事情を勤務先が証明した書面
- イ 受付期間
平成31年4月1日（月）から同月15日（月）まで
なお、平成31年4月15日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。
- ウ 申込方法及び申込先
受験申込書にアの必要書類を添付して、簡易書留により次の宛先に郵送すること。
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部
- (3) インターネットによる受験申込み
平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、(1)のほか、インターネットによる受験申込みを行うことができる。
- ア 受付期間
平成31年4月8日（月）午前10時から同月15日（月）午後4時まで
- イ 申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な

事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成31年（2019年）12月5日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月27日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月10日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成31年4月1日（月）から同月22日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

鳥取県建築士会中部支部 倉吉市清谷町一丁目86-2（有限会社ミュー設計工房内）

鳥取県建築士会西部支部 米子市新開六丁目13-29（株式会社堀尾建築設計事務所内）

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県東部建築住宅事務所 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糺町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成31年（2019年）6月12日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課（電話03-6261-3310）にその旨を申し出ること。